

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1043号)

平成24年5月18日

横情審答申第1043号

平成24年5月18日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年7月27日市市情第455号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「横浜市情報公開・個人情報保護審査会の会長の市長に対する答申が不当
である理由により、異議申立人が会長もしくは委員を相手に提訴した件数
(平成22年度より過去10年間)とその内容について」の非開示決定に対する異
議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会の会長の市長に対する答申が不当である理由により、異議申立人が会長もしくは委員を相手に提訴した件数(平成22年度より過去10年間)とその内容について」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会の会長の市長に対する答申が不当である理由により、異議申立人が会長もしくは委員を相手に提訴した件数(平成22年度より過去10年間)とその内容について」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成23年5月23日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)が市長に行った答申が不当であるとの理由により、審査会会長又は委員が提訴された件数(平成13年度から平成22年度まで)及びその内容が分かる文書の開示を求めるものと解した。

市民局総務部市民情報室(以下「市民情報室」という。)職員が、開示請求書受付時に、異議申立人(以下「申立人」という。)に対して請求趣旨及び記載内容を確認したところ、「開示請求書に記載のとおり」との旨の回答であった。開示請求書記載の「提訴」とは「訴訟を起こすこと」であり、「訴訟」とは「裁判を申し立てること」と解されるため、審査会の答申について裁判所に訴訟を提起された件数及びその内容であると解した。

- (2) 市民情報室は、審査会の事務局として審査会を運営し、審議が円滑に行えるよう必要なサポート等を行っている。審査会会長又は委員が提訴された場合、市民情報室が対応することとなる。本件請求の対象と解される文書を探索したが、該当する

文書は存在しなかった。また、理由を問わず、審査会の答申に対して訴訟が提起されたものを探索したが、該当する文書は存在しなかった。

したがって、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本来、審査会会長の審査が公正・中立であれば市民から会長又は委員に対する提訴は皆無である。しかし、公正・中立ではなく、憲法、民法、刑法等に違反した不当な答申であれば市民から会長又は委員に対して慰謝料等の提訴を行うことが可能である。審査会の答申が不当な答申であれば審査会に対して再審査や質問申立ても行うことができる。本件請求は、審査会の会長又は委員に対する提訴の件数であるにもかかわらず、審査会の事務局である市民情報室が対応するということは、極めて不自然であり、審査会は市民情報室の附属機関であると言わざるを得ない。
- (3) 実施機関は、開示請求書の記載内容について、開示請求書に記載のとおりとの旨の回答であったと説明している。しかし、申立人は、開示請求に当たり担当職員に質問をしたところ、担当職員は質問に対する回答を拒否した。このことから、実施機関の非開示理由説明は、事実と反する虚偽の理由であることが明白である。
- (4) 本件異議申立ては、正当な理由・根拠があるため、実施機関は、過去10年間の審査会委員に事実関係を問い合わせ、本件処分を行うべきである。

5 審査会の判断

(1) 審査会について

審査会は、行政文書の開示請求に対する非開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づく異議申立てが提起された場合に、決定を行うべき実施機関からの諮問を受け、第三者としての立場から当該行政文書の非開示決定等の違法性等について調査審議を行い、実施機関に対して答申を行う合議制の機関である。

なお、市民情報室は審査会の事務局として審査会の審議が円滑に進むように必要なサポート等を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、審査会が市長に行った答申が不当であるとの理由により、当該答申に係る異議申立人が審査会会長又は委員を相手に提訴した平成13年度から平成22年度までの件数及びその内容が分かる文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、訴訟の記録を確認したところ平成13年度から平成22年度までに訴訟を提起された記録は存在しなかったため、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明している。

イ 審査会が行った答申に関連して、訴訟を提起された事実がないということは、当審査会において顕著な事実である。

したがって、当該訴訟を提起された事実がない以上、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年7月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年8月5日 (第123回第三部会) 平成23年8月9日 (第197回第二部会) 平成23年8月11日 (第190回第一部会)	・諮問の報告
平成23年8月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年3月2日 (第134回第三部会)	・審議
平成24年3月16日 (第135回第三部会)	・審議
平成24年4月6日 (第136回第三部会)	・審議